官民競争入札等監理委員会 入札監理小委員会 第 11 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 11 回 官民競争入札等監理委員会 入札監理小委員会 議事次第

日 時:平成19年5月9日(水) 13:30~15:15

場 所:永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

- 1.開 会
- 2.実施要項素案の審議
 - ·情報処理技術者試験(IPA)
 - · 国民年金保険料収納事業(社保庁)
- 3. その他
- 4.閉 会
- < 出席者 >
- (委員)

樫谷主查、小林副主查、逢見委員、吉野委員、渡邉委員、佐藤専門委員

((独)情報処理推進機構)

樋口参事、奈須野戦略企画部次長、澁谷情報処理技術者試験センター長、武情報処理技術者試験センター企画グループ主幹

(社会保険庁)

那須国民年金事業室長、杉山国民年金事業室長補佐、矢口国民年金事業室長補佐、中澤国民年金事業室係長

(事務局)

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

樫谷主査 それではただいまから、第 11 回入札監理小委員会を行いたいと思います。

本日は、情報処理推進機構の情報処理技術者試験及び社会保険庁の国民年金保険料収納事業の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

最初に情報処理技術者試験について、これまで審議を受けて修正した点、実施要項(案) の公表に対する意見募集の結果等につきまして、機構から御説明いただきまして、意見交 換を行いたいと思います。

それでは説明をお願いしたいのですが、時間は15分程度でよろしくお願いします。

澁谷センター長 それでは御指摘の点の中で、意見募集の結果がどうであったかということについて、先行して御説明申し上げます。

私ども4月16日から16日間、5月1日まで意見募集を実施いたしました。

結果でございますが、計2名の方から案件としては6件の御意見を頂戴いたしました。 実施要項(案)に対するコメントはございませんでした。

6件の意見のうち5件については、実施要項(案)に添付したマニュアルに対するものでございました。具体的には、試験時間中に監督員が受験者に退室可能時間を案内する場合など、つまり試験時間中の事務局の案内でございますが、簡潔に行い、受験生の妨げにならないように、しつこく何回も言うようなことはないように、必要最小限とすることや、不正行為に対する対応をより厳格にすべきである、例えば携帯電話の着信音など禁止機器使用を発見した場合は即退席させる、といったマニュアルに基づく対処に係るコメントでございました。

私どもIPAといたしましてはご意見を真摯に受けとめまして、より一層マニュアルの 徹底を図ってまいりたいと考えております。

残り1件でございますが、これにつきましては市場開放の観点から、全国統一で民間競争入札を実施すべきであるというコメントでございました。私どもといたしましては、昨年末にいただきました指摘事項に従って、粛々と実施していくことが私どものミッションだと考えております。

以上でございます。

樫谷主査 それから、あと修正した点。

奈須野次長 それでは、実施要項(案)につきまして修正した点について御説明を続いて 行いたいと思います。

まず私どもは基本方針指針に従いまして、これまで実施要項(案)について作成してきたところですけれども、前々回、前回まで各委員の先生方からいただいた指摘事項を踏まえまして、よりわかりやすく、あるいは民間事業者も検討しやすくという観点から事務局とこれまで調整してまいりましたので、その変更点について御紹介したいと思います。

まず実施要項の2ページのところで、試験制度の変更についての情報提供の部分ですけれども、これまで経済産業省の該当ホームページアドレスを明記しておりましたが、これ以外でもIPA自身も入札説明会等の機会を通じまして適時情報提供等を行うというよう

なことを追記させていただいております。

5ページの、試験制度が変更された場合の契約変更等のところですが、契約期間中に新試験制度の導入等が確定した場合につきましては、IPA及び民間事業者双方から請負報酬額について契約変更の申し出ができることになっているわけですが、変更後の初回の試験については、当初の報酬額を支払うということを明記させていただいております。

6ページの入札参加資格のところでございますが、今までIPA役職員のうち実施要項の策定に携わった者、あるいはIPAからアドバイザリー契約を締結している監査法人、あるいはその職員等も入札から排除するということにしていますけれども 括弧書きで、パブコメの際に意見を提出していただいた方、こういう方々については排除の対象にはしないということを併せて追加で書かせていただいております。

9ページの落札者が決定しなかった場合の措置のところですけれども、再公告があった場合につきまして、当然入札条件等を変更した上で再公告したいと思っておりますので、 その旨明記させていただいております。

(別紙)のところで、情報開示の部分ですけれども、従来の実施に要した経費の部分に ついて若干わかりにくい部分がございましたので、四国支部あるいは沖縄支部の業務形態 の違いとか、費用の項目について注記事項で詳細に明記させていただいております。

次の2の人員のところにつきましても、対象事業に従事する職員数の算出方法について 明記させていただきました。

最後のページになりますけれども、実施方法等の個別のところの取扱数量につきまして も、会場責任者等の数だけではなくて、使用教室数につきましても併せて追記をさせてい ただいております。

主な変更点は以上でございます。

樫谷主査 ありがとうございました。今の御説明につきまして、何か御質問あるいは確認すべき事項がございましたら、よろしくお願いいたします。

一応指摘した事項については修正をしていただいていると、こういうふうに考えてよろ しいですか。

澁谷センター長 はい。

小林副主査 しつこくて申し訳ありません。直していただいて、よりわかりやすくなったと思うのですが、(別紙)の経費の部分、四国の部分ともちろんどういうふうに人区を算定したかということが書かれていると思うのですが、沖縄のところで、委託費の定額部分というのが、これは何をベースに、もちろんこの間、御説明いただいたのでわかるのですけれども、143万7,000円という部分が何をベースにしているのかというのが、ブラックボックスになってしまっているような気がするわけですよ。だから、これというのは一体何が、出せるところ、出せないところ、もちろんあると思うわけですけれども、何がベースになっているのかという点について御説明があるといいのかなというふうに私としては思うわけですが、いかがでしょうか。

武主幹 申し上げます。前回、御説明をさせていただきましたとおり、請負料の算出基準につきましては、私どもの持っている要領に則って計上しておりますので、併せて入札説明会等で補足的に説明するとか、そういった対応でその説明責任は果たし得るのではないかとも思っているのですけれども。

小林副主査 というか、旅費その他の部分で監督員給料とか旅費の部分というのは、それは別途支給されているわけですね。だけど、それと一緒に固定費的なのかよくわからないのですけれども、委託費:定額部分というものが加算、それがベースになって、それにプラス旅費その他ということじゃないですか。だから委託費:定額というのは、何が基準になっているのかという、何がというのは、つまり既定の名前ではなくて、何をベースにしてこの 143 万というのが出てきているのかというのは。

武主幹 この対象業務に従事する労働量を基準にして算出しております。

小林副主査 労働量は、つまり監督員給料は別ですよね。

武主幹 別です。

小林副主査 別ですね。労働料というのは、試験所を確保したりという事前の労働量を 換算していると。

武主幹 はい。あと監督員の確保に要するバックオフィス的な業務とか、まさに非常勤の職員の方2名が、概ね常時1名沖縄支部に常駐している形になっているのですけれども、その者が、今回の入札対象業務に要する様々な労働に対する対価としてお支払いしているものでございます。

小林副主査 そうすると、それは、例えば四国で出ている 0.48 人とか、そういうもので 換算はできないですか。一応換算しているはずですよね、今の御説明だと。

武主幹 概念上はできます。年間当たり 3.5 人月でございますから、それを 1 年だから 12 で割れば、いわゆる人数としての計数は出てきます。

小林副主査 計数が出るということですね。それは事前準備なり、監督員の確保なりにかかっている労力、ワーク労働分というのを、沖縄の場合は幾らと換算しているのかというのは出せますよね。

武主幹 通常は出せます。

小林副主査 出せますよね。

武主幹 はい。

小林副主査 それが出れば、多分四国で人件費 0.48 とか何とかと換算しているのとパラレルな情報が提供できるのではないかと思うんですね。 それだとすごくベンチマークになると思うわけですけど。

奈須野次長 後半部分につきましては、実施要項の指針に従いまして記載しております。 委託費の部分については、人件費相当の部分になりますけれども、人件費相当の部分があったとしても、人件費や人員には算定せず、委託費の定額部分については委託費等の部分に記載するように実施要項の指針がございましたので、そちらに従ってやっております。 あえて、それを人件費で換算したらということであれば、指針を変えていただかざるを得ないのですけれども。

小林副主査 人件費を出さなくてもいいと思うわけですよ。ワーク労働を出していただければ目安になるのかなと思うわけです。

樋口参事 ご指摘につきましては、本枠自体については、数字自体については、この実施要領が統一フォーマットになっておりますので、それに従わざるを得ませんが、例えば情報の開示の数字の表がございますね。その次のページにいろいろ(注)書きが書いてございますので、この点で今ご指摘がありましたように、四国でいえば、例えば年間で 0.48 人くらいの人員を見込んでいますが、それに見合うものを沖縄について(注)で、その計数というものを入れる方向で事務局とご相談させていただくということでよろしいでしょうか。

小林副主査 そうしていただければいいような気がいたします。

樋口参事 次のこの細かい(注)のところになります。

小林副主査 (注)のところです。

樫谷主査 何か計算されて決められているはずですから、それを出していただきたいと思います。確かに、四国の方は書いてあるけど、これは0になっているから、0ということは、常勤の人がないというだけの話で、商工会議所の方は何時間か使っていらっしゃるわけですね。それを見込んで定額になっているわけですから。

他に何かございますか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

徳山企画官 ございません。

樫谷主査 よろしいですか。特にサービスの質について、なかなか数値化できない部分がたくさんあります。特に便利がいいとか、静かだとかというものは確かに個人によって違うもので、なかなか説明というか、数値化するのが難しいので、過去の参考例ということだと思うんですけれども、常識的にわかっても、これは事前に何か相談あるわけですね、IPAに、ここを使うということで。

樋口参事 さようでございます。

樫谷主査 それはそれで了解したら、それはそういう要件を満たしているのだというふうに理解していいわけですね。

樋口参事 さようでございます。

樫谷主査 IPAが、あまり遠いところとか、うるさいところを持ってきたらノーと言わなければいけないのですね。

樋口参事 さようでございます。

樫谷主査 よろしいですか。

ありがとうございました。この実施要項(案)につきましては、これまで3回にわたって審議していただきました。特に特段の意見がなければ、本日の審議をもって入札監理小委員会での審議を終了させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

樫谷主査 ありがとうございました。本事業につきましては、今後も事業実施の可能性があります。今回、論点として挙がった事項については、機構における重要な検討課題であると考えております。

今後、同種事業を行う場合には、事業の切り出し自体やその範囲の問題も含め、民間事業者の創意工夫が十分に発揮できるような事業内容やサービスの質の徹底に向けた御検討を機構において行っていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、この実施要項(案)につきまして「審議結果の取りまとめ」及び「監理委員会への報告資料の作成」については主査に一任ということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

樫谷主査 ありがとうございました。今後、何かと疑義が生じた場合には、各委員にメールなどでお知らせし、適宜意見交換を行いながら取りまとめを行い、監理委員会への報告資料を作成させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

澁谷センター長 大変ありがとうございました。

(情報処理推進機構退室)

(社会保険庁入室)

樫谷主査 引き続きまして、社会保険庁の「国民年金保険料収納事業」の実施要項(案)の第1回目の審議を行いたいと思います。まず実施要項(案)につきまして社会保険庁から説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それではお願いしたいと思います。

那須室長 それでは、実施要項(案)の説明ということで入らせていただきます。

実は本来、私どもの年金保険課長の鈴木の方が来て御説明すべきところだったのですが、ご案内のように、昨日から社会保険庁関係の法案の審議が始まりまして、どうしても国会の対応ということで、代理で、私、社会保険庁の年金保険課の国民年金事業室長をしております那須と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは説明をさせていただきますが、まず説明に入る前に1点だけ、実は社会保険庁の改革の関係と閣議決定された基本方針、その中でも別表の中に措置の内容を定めているのですが、当初社会保険庁の組織はいわゆる国の新たな機関として、事業を引き継ぐ年金新組織ということで考えていたわけですが、ご案内のように昨年法案を提出しましたが廃案になったということで、今回改めて形を変えまして、今度非公務員型の公法人という、いわゆる国家公務員ではない国の組織ではないものとして位置づけて提出してございます。

これと関連しまして、閣議決定されています基本方針の別表の措置の内容等について、何らか変更があるかということを検討したのですが、組織はどういった形になったとしても、社会保険庁が担っていた権利ですとか義務関係は新組織の方に承継するということで条文の方でも措置されております。

そういった内容からしまして、当初決定されている基本方針で何ら変更するところはないであろうということで考えておりますので、それに沿って、今回実施要項(案)を定めたところでございます。

それでは内容に沿いまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。資料の1ページ目からでございますが、第1番目は「目的」ということで、これは当たり前といいますか、私どもの目指しております国民年金の保険料の収納業務、これらについて、民間のノウハウなどを活用して収納の向上を図りたいということをもって、その1の最後のところに書いてありますけれども、民間競争入札により民間事業者に委託するということをしていきたいということでございます。

2番目に「本事業の基本的な考え方」ということで示してありますが、ここでは、私どもとしましては、民間事業者にお願いする分野というのは、いわゆる保険料納付義務者で保険料の納付期限までに納付しない者のうち、強制徴収の対象となる者、それから所得が低い方で免除に該当する者、これらは私どもになりますので、それらを除いた滞納者について納付督励をすべて行っていただくということを基本にしていきたいということでございます。

2ページ目でございますが、(2)のところには、その具体的な手法とかやり方、こういったことはあくまでも民間事業者の提案と裁量に委ねるということを定めていきたいということでございます。

2ページの3番目「対象業務」でございますが、ここに書いてありますように、(ア)~(エ)ということで定めてありますが、1番目にはまず国民年金保険料の納付督励業務。 それから、口座振替納付の獲得をお願いしたい。

さらに、被保険者からの保険料をお預かりする納付受託という業務も出てきますので、 この辺もお願いをしたい。

それと事業報告書の作成業務、これは当然事業をやった際の報告をいただく行為。

こういった業務を基本に考えているというところでございます。 「契約期間」でございますが、これは基本方針のところでも措置しているのと同じでござ

・契約期間」でこさいますが、これは基本方針のところでも指置しているのと同じでこさいまして、19年 10月 1日から 22年 9月 30日までの 3年間の委託でお願いしたいというところでございます。

次に「対象地区及び社会保険事務所」でございますが、実は3ページ目のところを見ていただきますと、地区割りのところがまだ確定をしておりません。「」ということで書いてございまして、社会保険事務所の数は95の社会保険事務所を設定してあります。この地区割りにつきましては、今現在検討中なのですが、これは、一つは今回お渡しした未納者全員に何らかの納付督励をしていただくということがございますので、あまり大きな規模で括った場合には事業者の方も対応がどうかということもございます。それから、従来からとっている事業の規模というのもございます。それから、入札に参加しやすい業者の環境も整えなければならんであろう。あまり大規模の地区で括ってしまいますと、いわ

ゆる大きな会社といいますか、そういうところしか参加できないというのではちょっとまずいかなということもありますので、そういったことも勘案しながら現在検討していると ころでございます。

それから、3ページ目の(4)でございますが、ここが一番大きく問題になるところでございまして、「事業実施に関して確保されるべき事業の質」ということでございます。 事業者に、ただ、やってくださいということではなくて、我々としては要求水準というものを設けて、その達成をお願いすることを主眼に置いてやっていきたい。

資料の方ですが、別刷で色刷りの2枚ものが配られているかと思いますが、これは「要求水準の考え方について」ということで簡単に絵にしてあるものでございます。先に1枚おめくりいただきまして2枚目の方を見ていただきますと、これは市場化テストモデル事業の従来の要求水準の考えと、今後とるべき要求水準の考え方を絵にしてあるものですが、従来は収納した月数の全体で見て、これをどれぐらいお願いしますよということだけの位置づけにしていたのですが、これを実は右側の色刷りのところを見ていただければわかりますように、収納されている月数の中には、口座振替ですとか、当たり前にきちんと納めていただいている、いわゆる督励をしなくても入っている方がほとんどでございます。

ただこれだけでは、私どもは事業の実績が推進しませんので、特に事業者の方にお願いしますのは、右でいえば、一番上になっている「納付督励対象者」、ここをお願いすることになりますので、ここの中からどれだけ収納月数、督励した中から納付に結びつけた月数をとっていただくかということに要求水準を求めて全体の事業の推進を図りたいというのがこの水準で考えているところでございます。

1 枚お戻りいただきまして、その表紙の方ですが、私どもは国民年金の収納の公表は、左の「納付率」というところで最終的に公表しているわけですが、ここは分母と分子の関係で納付率になります。全国を見て、それぞれの地域ごとに何%の納付率を目指していくのだということを睨みまして、受託事業者に対してどれだけの分子に当たる納付月数を獲得していただくかということを要求水準に定めながら、これでやっていきたいというのが今の考えでございます。

それで、また本文の方にお戻りいただきますと、こういったところで要求水準を定めていくわけでございますが、3ページの(ア)の3行目のところに「なお」書きでも書いてございますが、「本事業の実施に当たっての最低水準を設定する」ということを考えてございまして、これは当然、先ほどの絵でいきますと、いわゆる全国平均ベースをにらんだところは当然できるでしょうという水準を置きながら、当然最低水準をクリアしてもらうのだということを考えています。

事業は、3か年間でお願いするということにしておるのですが、要求水準なり、3か年累計の達成ということでいきますと、それぞれの年によって、被保険者の増加減の関係もございますので、3期に分けてそれぞれの設定をしていきたいというのが1期、2期、3期と分けた考えでございます。ここは私どもとしても年度で事業をしているということも

ございますので、そこに照準を合わせた形を同じようにリンクをとっていただくということで考えたところでございます。

次の「委託費」の方に入らせていただきますが、委託費としましては、基本額として事務所別の基本額を定めたいと思っております。基本額をもとに次の のところにつながりますが、先ほど設定しました要求水準を超過した場合には増額をする。要求水準に達しなかった場合は一定の率で減額をするという手法をとりたい。いわゆる成功報酬なり、達成しなかったときは、減額の措置を講じたいということでございます。

次に、4ページの のところでございますが、口座振替獲得ということもお願いしたい。これは自主納付者で一番収納が確実なのは口座振替ということですので、口座振替になりますと、事業者の方も督励が少なくて済むわけでございます。納め忘れがないということになりますから、非常に効率的にもなりますので、口座振替について獲得した場合に成功報酬を出したい。ただ、これにつきましては、未納者をいきなり口座振替というのはなかなか難しいところですので、要求水準といいますか、ある程度の今までの実績をもって、これぐらいはできるでしょうということまではお願いをするけれども、それ以上になれば、当然成功報酬としてお支払いをしたいということで考えております。

次の(5)の「民間事業者に提供する情報等」ということでございまして、ここら辺は、実はモデルで実施してきた中で、事業者と意見交換した際に、私どもから保険料滞納者の情報を従来渡しておりましたのは、毎月1回でございまして、月次の更新。そうすると、既に納めている方更新前ですと、未納者になっているとか、行き違いがあるというような話もありました。そこで、何とかうちの方もシステムの方の改修に資するようなことも考えて、原則今後毎週、磁気媒体で民間事業者へお渡ししたいということで考えております。そのほか、納付状況も知りたいという声もありましたので、こういったものも出していきたい。

それから、(ウ)には社会保険事務所との連携・協力ということで書いてございますが、 従来はどちらかといいますと、官民のそれぞれがお互い競うというところもちょっとあっ たのですが、我々はそうでなく、一体となって事業の実績向上を図るということになれば、 お互いが取り組むべき事項、スケジュールとか、何をするのだということを細かに情報交 換しながら、お互い協力してやっていくということをここに書かせていただいているとこ るでございます。

それから、4番目の「受託者選定に関する事項」の入札の参加資格でございますが、これはいろいろ一般的な参加資格等をずっと書かせていただいておりますが、5ページの (エ)と(オ)でございます。

ここは私ども特殊なところでございまして、(エ)はどちらかというと事業者の方でございます。当然のことながら、私ども厚生年金、政府管掌健康保険、個人であれば国民年金、これらの事業をしておりますので、当然のことながら、こういった果たすべき保険料の義務についてはきちんと果たしていることが条件ですよということを書かせていただい

ております。

(オ)には、業務に従事する者でございます。そこの会社で働いていただく方について、正社員であれば厚生年金の適用とかになっておりますけれども、そうではないパートとかという方がいらっしゃれば、国民年金であれば、その個人の方の国民年金に直近2年間に未納がないことということも条件にしています。ここら辺は参加資格のときに、事業所であれば、納付証明書ですとか、従事者のことであれば、そういった者は従事させないという誓約書をとって参加をしていただくというようなことを考えているところでございます。あと(2)には、今後のスケジュールとして、6月~9月までこういったスケジュールで進めたいということを書かせていただいております。

入札の手続の関係ですが、6ページに入りまして、 には企画書を出していただきまして、企画書の審査をするわけですが、企画提案書の内容をここに列記をさせていただいております。考え方から体制でありますとか、いわゆる督励業務の実施内容をどうやってやるかとか、納付受託の実施内容をどうするかとか、それに必要な添付書類はつけてくださいなというようなことで書かせていただいております。

それから、6ページの(3)落札者の決定の関係ですが、ここにつきましては、(ア)に書いてありますが、提出されました企画提案書の内容が実行可能なものか、または効果的なものかということを審査します。

7ページに入りますが、評価の決定につきましては、全国を 8 つのブロックに分けて、 それぞれのブロックごとに評価委員会を設置して、対象地区を管轄する評価委員会の意見 を反映して決定をしていきたいということでございます。この評価委員会の構成としまし ては、委員 5 名程度の構成ということで考えております。

それから落札者の決定でございますが、ここは今後3年間の複数年の委託でございますので、事業の質をきちんと確保できるものということを考えていきたい。言い方が悪いですけれども、入札金額だけで左右されることではなく、企画書の提案を見て決定はするのですが、どちらかといいますと従来は除算方式というところもございまして、価格の方にどうしても着目がいっているところでございました。今後は企画書の提案による点数、入札価格、といったものを足した加算方式で決定をしていきたいということでございます。現在この点につきましては、財務省の方にも加算方式で行えるかということにつきまして協議をしておりまして、是非我々としてはこれでいきたいと考えているところです。

7ページ下の方に入りますが、「5 従来の実施状況に関する情報の開示」ということでございますが、これらにつきましては、経費ですとか、次ページの人員、これは 16、17年度の 2 か年度分について、実績をすべて公表しながらやっていきたいと思っております。

それから「6 民間事業者に使用させることができる国有財産」ということでございますが、これは事業者がこの事業をやるにあたりまして、滞納者の納付状況を確認するというときに、私どもで使っております社会保険オンラインシステムがございます。これの携帯用の端末機、いわゆる戸別訪問員が回るときに携帯してもらう金銭登録機というものが

ございます。こういうものを事業者の要請があれば、これらについては貸与するということを考えてございます。

それから、後半の「7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例」というところですが、従来、弁護士法の適用というところのしばりがあったわけですが、この公共サービス改革法において、国民年金法の特例ということで外れましたので、同じように弁護士法の72条の規定は適用しないということを書かせていただいております。

あとは8で、民間事業者が本事業を実施するに当たり社会保険庁長官に対しての報告で すとか、調査、こういったこともすべて書かせていただいております。

それから、9ページの(2)のところで「秘密の保持」、ここら辺は全て個人情報になりますので、非常に慎重に個人情報の取扱いの規定、こういったことを当然のことでございますが書かせていただいております。

それから、(ア)の で書いてありますのは、先ほど言いました民間事業者が戸別訪問員を仮に配置して、戸別に回っていただくような場合には、社保庁の方から貸与した金銭登録機の中にデータを入れて持ち歩いていただく。紙媒体のものですと、失くされますと、個人情報の流出がございます。金銭登録機の場合は一応パスワードとか、いろいろ保護をしてございますので、なかなか情報が抜けないようになってございます。そういった意味で、こういう機械等を貸して、歩く場合には持っていただきたいということでございます。

あとは事業終了時のときの規定とかを書かせていただいています。

それから、秘密の保持につきましては、当然のことでございます。

10ページの「(3)法令及び契約に基づき民間事業者が構ずべき措置」ということでございます。(ア)禁止行為等からずっと書かせていただいていますが、ここにあります中で、私ども独自のものといたしましては、(イ)の身分証の提示、これは先ほど言いました未納者のお宅へ戸別訪問員等が回る場合には、長官が発行する身分証明書を必ず携帯する。これを提示しなければならないということを書かせていただいています。

それから、(ウ)にあります従事者の報告でございます。これは先ほど入札参加資格のところでも書いてあります、いわゆる事業に従事する者について、国民年金の未加入ですとか、保険料の未納期間がないかということを証明していただいた上で従事させる。これは、未納者に対して納付督励をしていただくものですから、当然のことながら、その督励をする人が未納ということではとてもこの事業はできぬということで、こういうことをきちんと書かせていただいています。

あと(エ)委託事業の開始、中止及び終了、といったことを書いてございますが、11ページの一番下に(ケ)契約の解除等というところが出てきます。これは次の事項等に該当すれば、契約を解除することができるということで、当然解除事項にあたる項目を書いてあるわけですが、12ページののところに、先ほど要求水準のところで最低水準という当然達成をお願いするべきところですが、「最低水準を満たさないとき」ということをこ

こで入れさせていただいております。これは解除することができるという中の一つの項目に、いわゆる3年間事業をお願いするわけですが、なかなか動きが悪くて、全然改善もされないというようなことが出てくれば、こういうことをもって解除できるということを入れさせていただいているところでございます。

(4)が損害賠償。

あと 13 ページ、終わりの方になりますが、「 9 事業に係る評価に関する事項」でございます。この評価につきましては、まず評価する時点を、(1) で、各期末時点ということで 3 期構成にしてあります。それぞれの期ごとに評価をするということで考えていきたい。

調査項目につきましては、当然のことながら、国民年金保険料の納付督励の収納でございますので、ここに書いてありますように、納付月数であるとか、納付率。それから、どれだけの件数なり、どういう方法でどんなことをしたか。かかった費用とか、こういったものについて調査をして評価の方に諮りたいというふうに思っております。

ただ、評価をしていくにあたりまして、どうしても各地域ごとに被保険者の増減の影響というものが出てきますので、こういったことは評価のときに、その増減割合を加味しながら、私どももやるということを検討していきたいというふうに思っております。

あと、「10 その他事業の実施に関し必要な事項」としまして、監督体制、民間事業者 の責務、こういったことを書かせていただいているところでございます。

以下 14 ページには、まだ対象地区が確定したものではございませんが、選定されている事務所名とそれらの管轄区域を書かせていただいております。

それから 16 ページ、これは今作業をしておりまして、要求水準というのをそれぞれの 事務所ごとに定めなければいかんものですから、これがどういう要求水準になるかという ことで現在作業をして、ここにいずれ要求水準の数字をすべて出す予定です。

それから、18ページは、委託費のところでもちょっとお話しましたように、基本額の増減の関係です。

(別紙3)というところに、基本額の増減額の表。ここに達成率によって増減率を決めたものをしていきたい。

それから、次には「総合評価基準」というものが出てこようかと思いますが、文章編で すが、それの細かな総合評価基準表というようなものを付けてございます。

あと、情報開示すべき資料、数字を入れて、全部これを各事務所ごとに要した経費、人員、どんな取組みをしていたのかということをすべて表したいというようなところで、こういったものを付けてございます。

一応簡単でございますが、要項(案)の説明ということにさせていただきます。

樫谷主査 ありがとうございました。それでは、御質問、御意見のある委員は御自由に 御発言願いたいと思います。

逢見委員 まず冒頭に、今度の社保庁改革から、今、日本年金機構の話になっているの

ですが、成立するかどうかはまだわかりませんけれども、成立すると、平成22年の1月ですよね。それで、契約期間が22年9月30日までということで、途中で社保庁がなくなるということが想定されるわけですけれども、その場合契約が継続されるのかどうかと。これを見ると実施要項には一切年金機構の話は出てないのですが、そこをどうするのか。当然法が成立することを想定して、その場合、どうなるかということが書かれてないと、途中で契約主体が消えてなくなるような懸念があるということが一つ。

もう一つ、5ページのスケジュールを見ると、入札公告、平成 19年6月中旬になるのですが、そうすると、それまでに実施要項の確認をしなければいけないのですけど、このスケジュールで見ると、要求水準が白紙のような感じで全然審議にならないと思うのですけれども、この2点伺います。

那須室長 先の方の継続の方は、実はここにはこちらの方で書くということは特にしてないのですが、法律の中で、今出ております日本年金機構法案では、社会保険庁が当然やっているものについて、そのまま新組織が引き継ぐということになっておりますので、その辺の中での話になろうかと思います。こちらに書くべきなのかどうかということは、どういう具合になるかわからない中で、書き方がどうできるかということもちょっとあろうかと思いますが、そこはちょっと御指摘のことは、また考える必要はあろうかと思っておりますが、私どもとしては一応引き継ぐということを当然に思っておりまして、そこで切れるということはないと。当然事業をそこで一旦切って、新たなスタートというのはできませんので、そこは引き継いでいくことになっています。

それから、確かに入札公告の関係ということで言われておりますが、どうしても私ども 直近の実績とかいろんなものを考えて要求水準を定めなければいかんということ。過去の 数字だけでいきますと、現在の動きとまたかけ離れた要求水準ということにもなりかねな いので、できるだけ直近の数字まで反映をして考えたいというところもございまして、そ れを今全国から集めながら、また、いろいろ作業して進めているというところでございま して、何としても、このスケジュールで間に合わせて、私どもとしては行きたいと、また 行くということで考えております。

杉山室長補佐 最初の方の法案審議がどうなるかによりますけれども、確かに入札に参加される事業者にとってみれば、そこがちゃんと検証されるのかどうかというのを何らかの形で担保しておきたいというのはあろうかと思いますが、それはどういう形で、どういうふうに表現をするかという問題だと思っておりますので、実施要項上に書くべきなのか、書くのだとすれば、どこまで。どうしても国会審議中でございますと、表現によりましては、国会軽視というご批判を受けますので、表現の仕方の工夫とかございますが、ご指摘はごもっともだと思いますし、受託事業者側からすれば当然だと思いますので、形はまた考えたいと思いますけれども、書きぶり等にも工夫をして、どこかで進展が見えるようには工夫をしてまいりたいと思っております。

それから、要求水準のところはまだ埋まっておらずに大変申し訳ございませんが、今の予定では、15日には数字がまとまって、水準を確定して、この次の御審議をいただく場面には数字を入れ込んでお願いをしたいと思っております。作業そのものは進めておりますが、一方で、うちの課長からも申し上げましたけれども、市場化だけの目標設定じゃないものですから、事業全体の目標設定もございまして、それとの連動で若干時間がずれているということもございますので、時間には間に合わせたいと思いますので、そのときに、またご審議をお願いしたいと思います。

樫谷主査 要求水準というのは、この(別紙2)というデータのことを言っているわけですね。

杉山室長補佐 はい。

樫谷主査 これは過去のものは出ないわけですね。要求水準だから、将来の話には決まっていますけれども、過去のものは何かで見ることができるのですか。実績は見ることができるのですね。要求水準はないけれども。

那須室長 実績です。収納月数と言われれば、どれだけとっているかというのはすべて ありますので。

樫谷主査 現在でも実績は見ることができるわけですね。

那須室長 はい。

逢見委員 要求水準の話になると、この監理委員会として要求水準が妥当であるかどうかを判断する客観的基準というか、考え方がないと、数字だけ見せられても、さあどうだと言われてもわからないですよね。判断基準も一緒に示されるわけですか。

杉山室長補佐 もちろんでございます。基本的には過去の実績をベースにして、今後の法律改正も今ちょうど出しておりますし、そういった要素、被保険者はずっと今減り続けております。そういった過去からのトレンド、そういうものをベースにして、事業の目標としてどれだけ上乗せするのか。その考え方が妥当かどうかの議論が恐らく一番だと思います。そこのところを今何パターンか用意をしておりまして、直近の数字を見ながら最終、私どもとしてはこの高さを乗せて目標にしたい。決めて、その考え方と数字を両方御提示させていただいて御議論をお願いしたいと思います。

小林副主査 その要求水準、それがすごく重要だと思うわけですけれども、インセンティブとの関係で、(別紙3)でしたか、超過した場合には超過した割合ごとにとあるではないですか。要求水準自体のレベルというのはどういうふうにお考え方なのかということ と、超過した割合ごとというのは、割合というのはどういうようなふうにお考えなのかということをお伺いしたいですね。

それから、最低水準というのがあって、最低水準を満たさなかった場合は契約を解除するということがありましたけれども、(4)の(ア)の「なお」書きのところの「なお、本事業の実施に当たっての最低水準を設定するものとする。」と書いてあるのですが、これはインセンティブの部分で、要求水準を達成しなかったら、その分、減額していきます

よと。最低水準の設定は、これも地区ごとになるんですか。

那須室長 一応そうなりますね。

小林副主査 そうですね。地区ごとになる。先ほどおっしゃっていた事業としての目標 設定というのと、要求水準、最低水準の設定の基本的考え方というのはあるのでしょうか。

杉山室長補佐 すべてセットで今議論をしているのですけれども、1つは最低基準が今の私どもの考え方は、これまでの実績値、過去に各社会保険事務所、その地区の中で獲得してきた月数を最低限、もともともっと上に持っていきましょうという事業の展開をしておりますので、過去の実績値は確実に確保していただきましょうという考え方に立っております。

要求水準の高さをどこにするかによって、そこから超えた場合の増額の割合を、要求水準そのものを高めに設定すれば、それ自体である意味、事業目標を達成するので、その上の超えた部分については、インセンティブをさして与えなくてもいいという考え方もできますし、逆にあまり高過ぎてはなかなか届かないので、一定ラインまで下げた上で、むしるそれを超えて頑張って、本来とりたい数字までいくためには、インセンティブの割合を増額したものにすべきではないかという議論とか、そういうことを議論しておりますので、その辺を固めた上でと。

小林副主査 そんなに数値……

杉山室長補佐 一つは、例えば昨日東京新聞に、社会保険庁、平成 19 年、納付率 80% 下方修正かというような記事が出ました。昨日、本会議で趣旨説明して法案審議に入りましたが、まさに納付率の問題というのは、この法案審議の中の大きなテーマの 1 つでございまして、出し方を間違えると、法案そのものの審議に物すごく影響を与えるということで、非常に慎重に議論をしているということがございます。もちろん各期の区切り方が、役所と年度とは違いますし、3年ですし、この絵にございますように、役所がやる場合は分母、分子両方ですけれども、業者さんの場合は分子だけですから、若干意味が違いますという説明はできるのですが、もともと本体事業で今動いているものとあまりにも格差が明確に見え過ぎる形になると法案審議そのものにも影響するのでということが 1 点。

もう一つは、今、一定のベースを議論して考えているのですけれども、国民年金の納付率という世界で言うと地域ごとによってすごく差があるんですね。私どもがものを考えるときには全国平均値で考えますけれども、全国平均値の考え方で設定してみたところ、その地域の格差というのが極端に大きく出てしまう地域が発生すると、何らの形で調整はしてやらなければいけないというのが出てまいります。なので、一定の全国平均の考え方をとった上で、過去の各事務所ごとの数字を持ちよって、それと比べてみて、調整すべきところがあれば調整した上で最後の要求水準を固めると。そういう作業をしております。

そういう意味で、なぜ決まらないかとおっしゃるのはそうかもしれませんが、現実にはなかなか難しくてそういう段階にございます。

小林副主査 (別紙2)で見ると、かなり細かいわけ。今、地域差があるということを

おっしゃっていますし、もちろん期ごとに基礎数値の増減に合わせて見直しをするということがあるので、すごく不確実な感じだと思う。基準の具体的な数字が出るのが非常にいるんな要因というか、基本的考え方が出るとしてもですね、ある意味、地域差があるということは、例えば求人開拓みたいにいろんな経済的とかいろんな環境的な要因によってという場合でなくて、地域差があることの原因は、それは何なのですか。コントロールできない要素なのですか。

杉山室長補佐 長い目で見れば、ある程度コントロールできるのだと思いますけれども、例えば2年とか3年とか5年とか、そういうスパンの中では非常に難しい。極端なこと申しますと、沖縄は全国で一番納付率が低いんですね、50%台。これは所得そのものが非常に低いので、免除の割合が5割という特殊なケースでございます。一方で、既に80%を超えている秋田、島根、その差というのは倍近い差があるのですね。

それはなぜかという、我々にとっても永遠のテーマですけれども、そのぐらい差がありますので、場合によっては、今回、沖縄とかそういうところは入っておりませんけれども、何らかの調整をしないと、ここには業者さんが入りたくないというような地区をつくってしまっても困るので、というふうに考えています。

小林副主査 ある意味、全国平均レベルというか、事業自体の目標との整合性を図っていくという方が、民間事業者が参入するときに数字は見やすいような気がするんですけれども、そこにキャッチアップしていこうという、そういう目標設定、ターゲット設定できそうなんですけれども、各地区ごと、事業所ごとに細かく数字が違っているということの違和感が基本的にあるような気がするので、この表、こういう設定というのはどうなのか、基本的な疑問があります。

那須室長 従来の市場化のモデルでやってきているものもすべて事務所単位で、絵は違いますけれども、結局はそれぞれの納付月数なのですね。ですから、今回はその中の、いわゆる全体ではなくて、督励対象をやったうちから本当にどれだけとれましたかということに着眼してやりたいというだけの話でございまして、従来も事務所ごとで、それぞれ地域によって求める月数は全然違っていたんですよ。大きいところであれば何十万月もあるかもわからない。小さいところであれば何万月かもしれないという、その差はあるんですね。対象者の規模によって違うのですけれども。

小林副主査 入札はどういう形になるかわかりませんが、応札していく。例えば地区ごとのレベル設定とかということはどうなのですか。それはできないか、あまりにも事業所ごとで細か過ぎるかな。

杉山室長補佐 事務所ごとに、今とりあえず置いていますけれども、これは地区の単位にまとめます。

小林副主査 そうですか。

杉山室長補佐 今は数は決めていませんが、先ほど室長が申し上げましたように、あまり大き過ぎない、しかしあまり小さ過ぎない。地域によって都道府県に1か所しかないと

ころがありますから、そういうところはやむを得ないのですけれども、3か所か4か所程 度まとめることをベースに考えて、その単位で要求水準は設定しようと。

小林副主査 わかりました。

樫谷主査 ほかに何かありますでしょうか。

逢見委員 最低水準、別紙で 67.1 というのは、67.1 最低水準というのは一律かと思ったら違うんですね。

杉山室長補佐 違います。

逢見委員 地区ごとに違って、また、期ごとに動くということは、たとえで言うと、馬の鼻先にニンジンぶら下げて、馬が動くとニンジンも一緒に動くという感じがするのですけれども、期ごとに動かすということで、応札者がフェアだと思うのかどうかという、ちょっとそこが疑問だね。

那須室長 先ほどちょっと言いましたけど、まだ、最終的に固めていませんけれども、、最低水準は、要は今事務所でやっていてとれている、例えば納付督励なり督励でやったであろう収納できた月数なりを置くということだけになっていますから、それを反対に、今被保険者が減っておりますので、例えば被保険者の減りぐあいを加味したら、例えば今まで1万月だったのが、被保険者が減れば8,000月だなと。8,000月はできるだろう。1万月、今現実とっているというものをベースに置いて、被保険者減少分を見込んで低く設定してあげるわけですね。ですから無理な最低水準ではないように私らはしたいと。当然黙っていてもやれるだろうという最低ラインを想定して定めたいと思っています。

小林副主査 ある意味、1期目でいっぱいパフォーマンス上げてしまってインセンティブもらったとしたら、2期目というのはそれを見ながら、どういう要求水準設定というか、 それはどうなっちゃうんですか。

杉山室長補佐 基本的には頑張ったところを、業者が頑張ったので、次の期の要求水準が高くなるというのでは、業者さんは冗談じゃないという話になりますので、ここで調整しようとしていますのは、被保険者の増減は、これはちゃんと加味しなければいけませんねと。社会保険事務所側がやる強制徴収と免除の取組、これが納付対象者数だとか、そこに影響しますので、それは加味しましょうということを設けたいと思っています。

小林副主査 それを書いてもらわないと。

逢見委員 それは書かないとわからないね。

小林副主査 わからない。

杉山室長補佐 今、被保険者等にまるめていますが、この「等」の意味は、実はそういうことでございますので、書きぶりは検討したいと思います。

小林副主査 だから、見直しを行うものとするというところの基本的な考え方を書いて いただかないといけないと言っている。

杉山室長補佐 そうですね。

樫谷主査 他にございませんでしょうか。

逢見委員 地区割り、何か3つぐらいと言われたのですけれども、地域に偏りがあって、例えば中・四国なんていうのは1つしかないとか、東北も2つしかないとかというときに、ある程度業者の方としては、やっぱり適正な区分けみたいのがあって、そうしないと入札しにくいというところあるのですけど、どういう単位でこれは考えるのですか。

那須室長 県に1か所しかないのはそこで考えていくのかなと。その県の中に複数があれば、そこを適正な規模に区分けをするというようなことで考えていきたい。

杉山室長補佐 地区割りの大きさについては、今、参入されている業者さんにもご意見をお伺いいたしました。ただ、今入っておられる業者さんは3業者さんしかなくて、全国規模でできるところなものですから、例えば、今、テレマーケティングとサービサーがお入りになっていますけれども、テレマーケティング会社の場合は全国的にありますから、地域のテレマの会社がその地域の中で参入しようというふうに考えておられるのだとすれば、そういったところの意見も聞きたいと思います。今、全国規模なものですから、規模に対するこだわりはほとんどなくて、大きくてもいいですと、小さくてもいいですというご意見でございました。ただ、地域的にかなり差がございますので、私ども地域の中の業者さんもぜひ参入をしていただきたいというふうに思っておりますので、適度な大きさにしたいと。

それから、これまではございませんでしたが、全未納者に対して納付督励を実施してくださいというのを必須条件として設けたいと。これは戸別訪問だけ接触をしなければならないというようなことではなくて、文書でも最終的には可と考えておりますが、例えば口座振替の獲得であるとか、定期的に納付する優良納付者をつくっていけば、納付督励の対象者そのものが減っていくので、業者にとっても有利な働きをするようなことを考えると、戸別訪問を積極的に実施してやるという事業の展開というのも想定をしておりまして、そういう意味ではあまりにも地域が広過ぎると、そういう事業展開もしづらいだろうというようなことも含めて考えると、都道府県単位にまずは1つ区切ると。その中で東京とか大阪とか、非常に数の多いところは適度な大きさごとに分割をしていくというのを基本に考えているんです。大体そのぐらいを事務方では考えておりまして、それらの案で幹部の了解を得たら決めていこうと思っています。

吉野委員 参考のために教えてほしいのだが、社会保険庁はこの改革の話が出る前から も、納付の実績を上げようという意思はあったのだろうか。普通の企業だったら、内部の 管理指標として、例えばこの営業所についてはこれだけの収益を上げる、それはどういう 根拠だと、こういう基準がある。

今、ここで出されている、あるいは検討されている要求水準というものは、もともと社会保険庁が自分たちの手でやるには、これが妥当だというものとして考えていたのか、それともそれとは全然関係ないものなのか。

杉山室長補佐 もともと私が私どもが考えている高さの目標を前提にして考えています。 吉野委員 それは、開示された今までの実績の数字と整合性のある説明ができるような 形で示されるのか。

杉山室長補佐 そういうことです。

吉野委員 例えば人数を増やさずに、これだけのものをやりたいと、こういう話になる。 杉山室長補佐 はい。

吉野委員 当然そういうふうになるべきものだね。そうすると、なぜ民間委託するのだという話になるのだけれども。

杉山室長補佐 もともと定員削減という、公務員の場合は、単に増やさないというのでなくて、減らせという流れの中で、削りながら、しかもまたコストも下げるという2つの要求があって、しかし一方で成績は上げるという事業目標があります。これには現行の人員体制でも十分にできていない。それは中の効率化とか、効果的な事業の実施をやるわけですけれども、元々がそんなに高いレベルにある状況でないものを求められるというか、相当高いレベルを求められておりますので、そこまで持ち上げるには、今後、さらに定員を削減される中では、国の職員だけで実施することはもう困難である。であるならば、民間の力を活用できる分野については、この市場化テストというスキームがなくてもアウトソーシングの流れはずっとつくってまいりましたので活用せざるを得ないだろうと、そういう状況にあります。

その中で、この市場化のスキームが出てまいりましたので、このスキームの中で実施を していこうという選択をしたと、そういう流れでございます。

吉野委員 困難なの。

杉山室長補佐 ええ、困難だと思います。

吉野委員 なぜ、困難なのかを本当はもっとよく知りたい。どうせ途中で人を減らされるから、自分で努力するのはやめましょうと、こういう話になっているように聞こえるね。

杉山室長補佐 社会保険事務所、職員側がやる業務は全くなくしてすべてを民間に委託をしましょうという考え方ではなくて、ある程度少なくなった人員の中で、今度は国ではなくなるわけですが、やるべきことが何なのか、やるべきことに特化して、そこをしっかりやりましょうと。民間の外の力を借りるところはそちらにお願いしましょうという考え方にしていますので、その基本はまずは強制徴収という、今は国という立場でいえば、公権力の行使という分野については、これは国という立場でやるのですから、ここはしっかり結論出そうと、成果を出そうと。そこにしっかり特化しようと。

それから、市町村から情報をいただいて、個人情報を活用しての免除の勧奨という業務、これも国の業務としてやるということになっています。これもまだまだ私どもの推計では100万オーダーで対象者がいらっしゃるけれども、届出をしていないという状況にあります。これもしっかり勧奨していかなければいけない。

というふうに、職員の中でやらなければいけないところにもっともっと力を発揮しなければいけないところがあるので、そこでしっかりやりましょうという考え方で、我々はもうバンザイです、お手上げですからすべてお願い、という意味ではございません。

吉野委員 いや、それだけではなく、例えば区割りにしたって、要求水準設定にしても、今までなぜ自分たちでやってできなかったのか。 どこに困難があったのかという反省というか分析があって、それに基づいて最も合理的な区割りがどうであるかというような話になるべきだよね。 だから、 そこのところをちゃんとしっかりやっていただきたいということなのですよ。何か他人ごとのような話に聞こえちゃっているものだから。

杉山室長補佐 区割りの中には地域的な要素というのも入れようと思っておりまして、ばらばらに選ぶのではなくて、農村部であるとか、都市部では当然納付の動向というのは地域差が当然ございますので、それらの過去の実績も踏まえて、そういう地区割りをしようと思っています。そういう単位の方が事業効率はいいですし、成果も上がりやすいだろうと。どこまでそれが分析できていて、どこまでそれができているのか、様々な御意見あるうかと思いますが、我々なりに事業目標をいかにして上げるかという観点でそういう面は見ております。

樫谷主査 これは全部幾ら地区あるのでしたか、地区の数は。

那須室長 まだ、これから分けるんですが、95か所の社会保険事務所を……

樫谷主査 全部で何社会保険事務所。

那須室長 事務所は、今、実は統合して 309 ですね。秋には 3 つ、統廃合でまたできますから、312 になりますけれども。

樫谷主査 約3分の1ぐらいを今回の対象にすると。

那須室長 はい。

樫谷主査 そのほかのやつは、いろんな改革をして、従来よりも進むような形にしていくということだと思うんですが、これは官民ですから、本当は今のところを官民競争するのが正しいのかもわかりませんが、現在官で3分の2やりますと。民で3分の1やってもらいますということだと思うんですが、民でこういう最低があって、要求水準があって、インセンティブは官の方はないかもわかりませんが、官の方の3分の2についても、そういうような市場というのはつくられていくわけですか。同じベースで、結果は、結果はもちろん地区が違うので、単純に比較して、こちら勝った、負けたはないかもわかりませんが、そういう要求達成しているかどうか、あるいは最低をクリアしているかどうかというようなことは、それは官の方の3分の2の部分でもわかるようになるんですか。

杉山室長補佐 基本的には同じ考え方の目標設定です。地区ということを申し上げましたが、これは事業の実際上の分析とか、進め方というのは、私ども社会保険事務所単位でやっております。ですから、例えば3つ、4つの社会保険事務所群をまとめて1地区といたしますけれども、その一方で、4つの社会保険事務所のその管内に入りますので、事業の進捗であるとか、分析であるとか、どうしていくべきかというのはこれは社会保険事務所単位にやろうと言っています。ただ、委託の契約であるとか、支払いであるとか、要求水準とかというのは全部をまとめますけれども、事業そのものは事務所単位に市場化テストのところもやろうと思っています。

先ほどご指摘あったようなことも、これは社会保険事務所単位に進捗度を見て、社会保険事務所がやったことの分析だけではなくて、その地域の中で市場化の受託事業者さんがやったやつも分析した上で、協力連携とかありますけれども、アドバイス・助言をするというようなことで連携をとって成績を上げるというやり方をしたいと考えています。

吉野委員 情報開示もそれぞれごとに出すわけなの。

杉山室長補佐 はい。

吉野委員 これはもうちょっと過去にさかのぼって出ないものなの。

杉山室長補佐 どのぐらいという意味でしょうか。

吉野委員 普通、例えば企業の上場だったら3年間は見るわけですよね。5年ぐらいのところは出して当然だろうと思うのだけれども。

杉山室長補佐 要は作業期間等の問題だけでございまして、もともとの作業で可能なら複数年という設定があって、過去ずっと2年間だったので、2年間分という作業で進めてきたので、このスケジュールの中で見せられるのは2年の作業で今進めているということでなっているだけで、もともとは作業さえすれば、3年、5年とかというのはできますが、特に難しいのはコストのところ、もともと役所は細かい単位で整理をしていませんので、そこが非常に作業に手間がかかるので、2年の作業を進めているものを今の段階で3年とやると、とてもこの中では間に合わないということだけです。

樫谷主査 よろしいですか。

小林副主査 もう一つだけ、9ページの上の方のbのところなのですけど、ここを確認したいのですけど、「納付されていない理由の確認により……該当する」という規定があるじゃないですか。これというのは、いただいているカラー刷りのところで見ると、2枚目の(従来)方式と(新)といったところで、これはつまり免除等が増えるということになるんですよね。これがもし報告して認定されれば免除されるということになれば。それというのは、それに対して督励納付月数というのを見るという要求水準の考え方だとか、これをあまり報告しないというようなことにはならないかね。

杉山室長補佐 ならないと言い切れないかもしれませんが、もともと所得の情報をいただいて免除の対象というふうにこちら側で把握できるものは除いておりますので、ただ、ごくわずかですけれども、所得情報をいただけない市町村と、それから御本人の所得情報だけで家族の所得情報までいただけない市町村とかありまして、そういう場合には、私どもが把握した段階では免除の対象にならないと思って、そういう未納者としてお渡ししたのだけれども、直接御本人と接触したくていろんな情報をもらったら、この人は免除の対象ですね、という話になったときにいただくという意味合いですから、大量にそういう人が発生するという前提にはございません。

それから、もともと免除の方は納付してはならないということではございませんし、現在も数字をきちんとつかまえているわけではありませんが、本来免除でも納付をしている方は何十万人もいらっしゃいますので、それは御本人が払いますとおっしゃれば、仮に免

除の対象者としてもあったとして納付月数としていただけば結構なんです。

小林副主査 わかりました。

樫谷主査 よろしいですか、ほかに。ちょっとよろしいですか。最低水準をいかなければ契約解除ということなので、そうなんでしょうと思いますが、これは1年ごとで判断されるわけですね。

杉山室長補佐 各期ごと。

樫谷主査 各期ごと、各期というと。

杉山室長補佐 最初が。

樫谷主査 この期間ですね。

杉山室長補佐 はい、そうです。

樫谷主査 最初の半年ぐらいでしたか。そうすると、最初スタート時期だから、若干民間、経験もそれほどないので少し落ちるということも理屈としてはあり得ると思うんですが、最低水準をクリアできなければ直ちに解除ということにはならないわけですね。

那須室長 一応頭にありますのは解除できるということの中の条件に入れてありますので、ただ、中には、こんな言い方悪いですけれども、本当にこれはだめだというのがあったときにはすぐ切れることもしていかなければいかんのかなということで、これがあるから、すぐ何でもかんでもということでは私どもも考えてはおりません。その間にも指導して、こういうことをやってほしいと……

樫谷主査 できるだけならないように指導してあげるということですね。連携するということですね。

那須室長 それはお願いしたわけですから、成果を上げてもらうことに努力していただくということを考えております。

樫谷主査 年金の未納がない者ということなんですが、5ページの(オ)で、2年間で未納がないと、滞納がないということは、1回でもあったらいけないということではないんですね。

那須室長 過去にということですか。

樫谷主査 確かに2年間ですから、2年間のうち1回でもあったらいけないのか、それは既にカバーしていると。

那須室長 一応2年間というのは、わかれば納められることができる期間なんですよ。 ですから仮に2年間の間にひと月、ふた月未納の期間があったというのであれば、その人 を従事させるのであれば、ちゃんと払ってからお願いしますよと、そういうことです。

樫谷主査 払ったら受け入れるということですね。1回でも未納があったらだめだというのでなくて、トータルでつじつまが合っていればいいということですね。

那須室長 はい。

樫谷主査 わかりました。それから、入札の不調ということもいろいろある。再入札を したりしてやるのですけれども、入札の不調が相当の数になると思うのですが、まあ全部 がなるということはないと思いますが、ある箇所については入札不調ということもあり得ると思うのですが、その時の対応というのは既にできているのか、これはどういう対応をされていく予定になっているのですか。

入札不調が1か所の場合と半分ぐらいというのは相当違うと思いますので。

杉山室長補佐 落札者がいない状況によると思いますけれども、その原因が明確になるのであれば、実施要項の見直しとか、そういうことを図った上で再入札ということを基本に考えております。

樫谷主査 特に要求水準、我々も要求水準一応見て合理的だというふうに判断しなければいけないのですが、それが合理的かどうか。要求水準が高過ぎれば成功報酬なんてほとんど考えられませんし、ダウンしかありませんよね。そうするとそれをどう判断すればいいのかというのが極めて民間の方が判断しかねる部分が結構あると思うんですね。それによって一見高いなと思えば減額の程度にもよるんですが、ごくわずかなのか、かなり大幅に減るものかによっても違うでしょうけれども、入札をしないということも、がさっと入札しないということもあり得ると思うんですけど、その辺のマーケティングというか、モデル事業をやっていらっしゃる方にいろいろヒアリングされていると思うんですが、この95か所、地区では違うのかもわかりませんが、大体ほど埋まりそうだというような御見解の上でされているわけですね。

杉山室長補佐 今年が35か所の、地区にすると13地区、各地区とも入札業者は最低3~4ですか、しかも予定価格よりもかなり低い。国の基準では最低価格基準というのを設けていますが、ほぼ全部それを下回っていて、最低価格調査というのをやった上でゴーするという状況にありますので、要求水準をこれまでよりも高くやりますけれども、今までの最低価格を割り込んでいるようなものが予定価格に全然届かないみたいなことになるというのはちょっと想定し難いですね。

しかも、今入っている業者さんは3業者ですけれども、全国規模のところがお入りになっていますので、恐らくこれまでお入りになっているところや全国規模の業者さんはほぼ全国的に入札には参加されると見込まれていますので、今のところ応札者がいないというのは立てにくいので、様々なご指摘を受けて検討はしておりますが、あまり切迫感がないんですね。

樫谷主査 例えば入札した方が未納者の方に対していろいろ用紙を送りますね。その様式というのは、これは用紙というか、ペーパーというのでしょうか、それは社会保険庁から与えられるのですか。それとも自分で印刷するのですか。様式は所定の様式なのですね。

那須室長 いえいえ、業者さんの様式です。

樫谷主査 それぞれ工夫されているということですか。

那須室長 はい。

樫谷主査 ということは、規模が大きい方がコストダウンになるということですね。 那須室長 はい。 樫谷主査 それはそうですね。

那須室長 一つの業者さんが、複数の地区に応札に入っていただいて、何箇所かとれば、 それで大きい規模になってやるということができるということですね。

樫谷主査 場所は、確かにNTT、電話番号を聞いて、東京のところを尋ねても、実は沖縄の人が沖縄で答えているとかというようなことらしいですね、実態としては。そちらの方がコストが安いから、そういうことも十分予想されるということですね。

杉山室長補佐 今現在北海道にセンターを置いて全国をおやりになっているところと、 高知にセンターを置いて全国をおやりになっているところと、千葉で置いてというふうに、 応札した地区はバラバラですけれども、場所はその地区でおやりになっていると。必要に 応じてその地域に人を配置するというやり方をされております。

樫谷主査 だから小さな地元の業者も入りやすいように区分けはされていたのですが、 競争力として、例えば勝てないのではないかな、という印象を今の説明を聞いていて持っ たので、印刷物を全部与えますというのであれば、一定値段でまた買ってもらいますとか というのであれば。

那須室長 実は私どもは、小さなところも、よく言われるのが、例えば東北であれば、 やはり東北弁で電話勧奨をされると、お客さんもなじみやすいけれども、そうでないとな かなか通じないとか、そういうような地元の声もちょっとあるものですから、そういうと ころはそういうところの業者さんがあれば、参加できるようなことは考えていかなければ いかんのかなと。

樫谷主査 環境は作ってあげるということですね。

那須室長 はい。

樫谷主査 わかりました。そのほかですが、情報公開はまだこれからですよね。

吉野委員 現実には、先ほど大手のところが来るであろうという。そういう状況では、 変なところが来たら大体わかるわけですか。

杉山室長補佐 もちろん。

吉野委員 変なことやっているのもいるわけですよ。ご承知のように。とりわけ暴力団関係みたいな者は、最初から名乗って出てくるわけないから、事前にどうやって排除するか、分かってからこれはだめといって、契約を解除する話ではなくて、もっと事前にわかるようにした方がいいと思うのだけれども。

杉山室長補佐 一つは、暴力団の関係は調査をしていただいてやるという仕組みがまさにできておりますけれども、これまでのモデル事業のときも、どういう事業者で、その事業者さんが過去どういう経緯があったのかというのはやはり評価委員の皆さんもお求めになりますので、それらも提供した上で議論しております。

樫谷主査 入札評価というわけではないけど、この中に当然入っているわけですね。それがわかったら解除できるようになるわけですね。

杉山室長補佐 そうです。

樫谷主査 それから、4ページの国民年金推進員という項目が(5)の(ア)のところにあるわけですが、「国民年金推進員に対して提供している情報と同範囲とする」、こういうのは、毎週、年金推進員の方にそういう情報を渡しているという、これは 、 、 ということがそうだということですか。それは同じだということですね。

那須室長 はい。

樫谷主査 これはNHKの集金人の方と同じような仕組みなんですか。NHKの集金人、 私も十分知っているわけではありませんが、基本的には端末を持ってやると。

那須室長 携帯の端末、この中に未納者の個人情報が入っていまして。

樫谷主査 納付督励の方だけなのですね。

那須室長 はい。

樫谷主査 わかりました。あとはよろしいですか。

佐藤専門委員 6ページの入札書の内容を記載する内容なのですけれども、これは(別紙1)に記載された対象地区というのが、これが全部で今95あるのですか。そうすると、これは今回95の入札を実施して、そういうコンセプトですか。

杉山室長補佐 それを何か所かずつ集めて、数は決まっていませんが、例えば 20~40 ぐらいの間の地区数になるのではないかと思いますが。

佐藤専門委員 6ページの(3)のところに、落札者の決定については、対象地区ごとに総合評価方式をやると書かれていて、入札書には対象地区という言葉が受託地区という言葉になっていて、これを応札しようとする人は入札金額をどの範囲で書かれて入札金額として書いたらいいのか、ちょっとこの記載がよくわからない。それは20とか、そういう区域をもうちょっと束ねるわけですね。

杉山室長補佐 そうです。

佐藤専門委員 (別紙1)にブロックというのがあって、本文の記載を読んでいると、 7ページのところで、ブロックごとに評価委員会を設置しますと。このブロックというの は、この評価委員会のためだけにある概念ですか。

杉山室長補佐 社会保険庁でブロックというのがございまして、そのことを言っております。

佐藤専門委員 7ページの記述を読んでいると、評価委員会をブロックごとに設置するということで、(別紙1)のを見ていると、南関東とか近畿とか、そこの評価委員会の委員の人たちの作業量が提案書を見るのがすごく大変で、全部を5ページのスケジュールどおりに選定が進むのかなというのがちょっと心配ですね。

杉山室長補佐 実は、評価委員会も今回完全に書き切れなかったのは、その単位を従来 ブロック単位に評価委員会を設置して、35 でございまして、地区は 12 ですから、それほ どではなかったのですが、今回ちょっと数が増えますので、ブロック単位の評価委員会の 評価委員の皆様が非常に大変になるので、どうしようかという議論があったのですが、同 時に私ども今は県単位ですけれども、あと 2 年後には管理をする単位がブロックの単位に 変わるわけですね。そうなりますと、もともとブロック単位にしか設置しないということになるものですから、今までもブロックだったと。この先も完全にブロックになるので、一たんここで県単位に落とすのはいかがなものかという議論があって、評価のやり方の工夫と評価委員の方々の数をたくさん選定するとか、そういうことで工夫しようということで、最終形を決めかねております。

佐藤専門委員 それから、あともう一点だけ、3ページのところに委託費の増額、減額、例のインセンティブ、ディスインセンティブの話が載っかっていまして、恐らくここのところの立てつけで応募する人の数が増えたり減ったりということもあまりないようには思うものの、ちょっと今減額の基準としてどういう数字が入るのかというのが別紙の部分が空白のままなのでよくわからないのですが、出る人にしてみれば、ここに書かれている基本額というもののうちに、固定費の部分と変動費の部分と恐らくあるのだろうと思うんですね。その内訳自体は、先ほどの6ページの入札書の内容のところに経費の積算内訳書を添付しろと書かれているので、通常あまりインセンティブに重きを置いて考えるのか、この案件からいったら、あまりディスインセンティブの方に重きを置いて考えるのか、この案件からいったら、あまりディスインセンティブの方は重視しなくてもいいのかなと。納付月数上げていただくことに注力していただいた方がいいのかなという気がするのですが、そうだとすると、この減額を行う場合に、固定費の部分にまで食い込んだ減額を行うと、多分事業者は困っちゃうと思うのですね。納付月数のいかんにかかわらず張りつけなければいけない人とか機材とかあるわけで、そこの部分にまで食い込んだ減額を行っちゃうとあまりこの事業の目的には沿わないのかなと。

変動費の部分に減額が限りますと書いちゃうと、皆さん利益の部分をどんどん固定費の方にぶっ込んできて、結局減額の仕組みがあまり効かないようなことになっちゃうので、やり方としては基本額というので括っていただいて、それを何%減額するというやり方がいいのだろうとは思うんですけれども、そこら辺のところも、別件なんかでこの仕組みを入れたときには、固定費の部分に減額が及ぶというのはよほどひどい場合、何段階かクッションを置いて、まず変動費削りますよ。固定費削りますよと。もっとひどいと、契約解除ですというような何段階かあったので、そこら辺をちょっと御検討されてはいかがなと思いました。

樫谷主査 事務局から何かありますか、ないですか。

小林副主査 4ページの の「口座振替獲得に係る成功報酬」、これを説明していただきたいのですけれども、口座振替獲得水準の設定が問題になるかと思うんですけれども、それを「……超過した1件につき、基本額……」、基本額というのは何ですか。「対象地区内の各社会保険事務所における要求水準に係る総納付月数で除して得た額」というのはちょっと分かりにくいのですが。

杉山室長補佐 例えば要求水準として1万月を設定しましたと。入札は1万月の要求水準を獲得するのにいくらで入札をしますかといってやります。100万というふうに入れて

いただいたら、 1 万月を 100 万で割り戻すと、ひと月当たり 100 円という単価が出ます。 この 100 円を要するに成功報酬としてお支払いをします、そういうものです。

小林副主査 そういうことですか。

樫谷主査 これは現金での集金というのはあるわけですね。集金人の方がいるということは。

那須室長 預かりになります。受託をして、かわりに納めるという、預かるということ はあります。

樫谷主査 集金人みたいな方が行かれて、預かってくるというのはあるわけですね。そのときの、今、外務員でしたか、何でしたか。

那須室長 推進員。

樫谷主査 推進員にも同じことがいえるので、現金預かるわけですから、不正というのが考えられると思うんですが、その仕組みは多分年金推進員の方はできていると思うんですが、もし民間人がやったときに、その辺のことも十分に参考にしていただかないと、預り証というのがいくらでも簡単なものですと、不正に使われたり、回されたりいろんなことが起こりますので、その辺の情報も十分開示していただく必要があるのかなと思うんですね。不正が起こらないような仕組みをできれば必ずということでしょうか。万が一起こったらすぐ発見できるような仕組みとか、そういうものが必要かと思います。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。また、次回も引き続き行うことにしたいと思います。なお、本日、質問ができなかった事項とか確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。お寄せいただいた質問については、事務局で取りまとめを行った上で、社会保険庁に送り、事務局と調整の上、次回の審議において回答していただくということでよろしく願います。

次回の開催につきましては、別途事務局で調整の上、改めてご連絡いたします。それで はありがとうございました。